

作成担当所属名	企画部技術調査課
作成時期	令和5(2023)年度
保存期間	5年
保存期間満了時期	令和10(2028)年度末

国関整技調第11号
令和5年6月6日

各事務（管理）所長・センター長 様

企画部 技術開発調整官

監理技術者育成交代モデル工事の試行について（通知）

標記について、別紙のとおり策定したので通知する。なお、「監理技術者育成交代モデル工事の施工について」（令和2年6月1日付け国関整技調第30号）は廃止する。

問合せ先

技術調査課 課長補佐（3252）、施工体制・現場管理係（3271、3263）

監理技術者育成交代モデル工事の試行について

1. 目的

豊富な工事経験がある技術者が、入札参加資格要件で求めた同種工事を施工中に、同種工事経験の無い技術者を指導・監督することで技術者の育成を図り、将来の担い手を確保するとともに、良好な品質の社会資本を持続的に社会に供給できる体制の確保を目指すモデル工事を試行する。

2. 対象工事

本試行は、「一般土木工事」「鋼橋上部工事」「プレストレスト・コンクリート工事」を対象とし、資格要件で求めた同種工事の実績を含む主たる工種の施工が確認（一定の区切りとみなせる時期）され、残工事を継続して実施する必要がある工事に配慮する。

3. 対象技術者

- ①経験の浅い1級土木施工管理技士の有資格者
- ②1級土木施工管理技士の未取得者（なお、交代時期までに本資格を取得すること）

4. 試行内容

①主任（監理）技術者及び育成技術者の配置

技術者育成交代モデル工事（試行）は、主任（監理）技術者の専任期間において育成技術者を配置できるものとし、③以降においては主任（監理）技術者を育成技術者に交代可能なものとする。これ以外の交代については、「監理技術者制度運用マニュアル」（R4.12.23 国不建第457号）及び「「監理技術者制度の運用等について」の一部改正について」（R5.3.30 国会公契第48号、国官技第389号、国営計第186号）による。

②主任（監理）技術者及び育成技術者の実績

当初配置した主任（監理）技術者と育成技術者共に、主任（監理）技術者として従事した期間は、主任（監理）技術者としての実績となる。

③技術者の交代時期

当該工事において施工上一定の区切りとみなせる時期以降とし詳細時期は監督職員と協議を行う。なお、資格要件で求めた同種工事の実績を含む主たる工種の施工が確認され、かつ、育成技術者が主任（監理）技術者に交代して適切に施工実績として評価されるよう、施工上の一定の区切りが工期の前半や後半となり過ぎないように十分留意する。（【参考資料3】参照）

④技術者の交代要件

- 1) 育成技術者は、主任（監理）技術者の専任期間において育成技術者として従事しており、交代までに1級土木施工管理技士及び監理技術者資格者証並びに監理技術者講習修了証の取得が確認できるものとする。

- 2) 配置予定の育成技術者が、交代時点で配置予定の主任（監理）技術者と同等の技術力を習得するための措置として、育成期間におけるトレーニングプログラムを施工計画書に記載する。
- 3) 交代前に中間技術検査等を実施する。

⑤落札決定後の対応

落札決定した段階で、受注者に対し監理技術者育成交代モデル工事である旨伝え、適用の有無について検討を依頼する。その際、制度の趣旨や概要についてわかりやすく説明する。

工事着手時の設計審査会の際に、監理技術者育成交代モデル工事の適用の有無について、副所長等から受注者へ確認する。

工事着手時の設計審査会後すみやかに、技術調査課施工体制・現場管理係に適用の有無についてメールにて報告する。

⑥工事施工中（育成期間中）

監督職員は育成技術者が入札参加時に受注者が提出したトレーニングプログラムを履行しているか実施内容や実施状況について資料を提示させ確認する。

交代前の中間技術検査等において検査職員は、トレーニングプログラムの実施内容、実施状況について交代前後の技術者から説明を受けるものとする。

⑦その他

育成技術者に交代する際に、主任（監理）技術者と同等の実績を求めないよう留意すること。

育成期間については、交代時期を踏まえ、主任（監理）技術者の交代に最低限必要な期間を設定するよう受注者において適切に検討するものとする。

トレーニングプログラムについては、育成技術者の個々の経験や能力に応じ受注者において策定するものとする。

交代時期については、受注者の意向を十分考慮して協議するものとし、交代時期の前に中間技術検査等が実施できるよう配慮するものとする。

入札説明書に技術者育成交代モデル工事（試行）について記載する。

・入札説明書の記載例

3. 工事の概要

(9) 本発注工事は、以下に示す試行等の対象工事である。内容は、別表－2による。

- 監理技術者育成交代モデル工事（試行）

～別表－2～

- 監理技術者育成交代モデル工事（試行）

豊富な工事経験がある技術者が同種工事経験の無い技術者を育成することを目的とし、工事経験実績の促進及び主任（監理）技術者への交代が可能な試行工事である。詳細については特記仕様書によるものとする。

※○は説明書及び別紙－2に応じて末尾の番号を振り分けるものとする。

設計図書(特記仕様書)に「監理技術者育成交代モデル工事(試行)」を明記する。

・特記仕様書の記載例

第〇条 監理技術者育成交代モデル工事(試行)について

- 1 本工事は、技術者育成交代モデル工事(試行)である。
(入札競争参加資格で求めた同種工事实績を持つ技術者を以下「主任(監理)技術者」という。交代予定の主任(監理)技術者以外の技術者を以下「育成技術者」という。)
- 2 受注者は以下により主任(監理)技術者を交代することができる。
 - ① 交代の時期は、●●工(※)において施工上一定の区切りとみなせる時期とし、詳細な時期は監督職員と協議するものとする。
 - ② 育成技術者は、主任(監理)技術者の専任期間において育成技術者として従事しており、交代までに1級土木施工管理技士及び監理技術者資格者証並びに監理技術者講習修了証の取得が確認できるものとする。
なお育成技術者は、本工事のみに従事することとする。
 - ③ 受注者は、配置予定の育成技術者が、交代時点で配置予定の主任(監理)技術者と同等の技術力を習得するための措置として、育成期間におけるトレーニングプログラムを施工計画書に記載する。
受注者は育成プログラムの実施状況について監督職員から提示を求められた場合は、実施状況について説明し、資料を提示するものとする。
 - ④ 交代前に中間技術検査等を実施する。なお、実施する際には主任(監理)技術者と育成技術者が同席することとし、トレーニングプログラムの実施内容、実施状況について検査職員へ説明するものとする。
 - ⑤ 受注者は、完成時のコリンズ登録において、当該モデル工事である旨、記載するものとする。

※：資格要件で求めた同種工事の実績を含む主たる工種

完成時のコリンス登録例

工事实績データ(工事データ)	
公共事業の分野	道路
本件登録工事の受注に対応した建設業許可業種	土木一式工事
本件登録工事の入札参加資格区分	一般土木工事
工種、工法・型式	コンクリート構造物工事 橋梁下部工 コンクリート構造物工事 橋梁下部工 場所打杭等工事 場所打杭工 土留め・仮締切工事 土留め・仮締切工 土工事 掘削または切土工
工事概要	橋脚工(P16橋脚)1基 コンクリート 約680m ³ 鉄筋 約56t 場所打ち杭工(Φ2,000 L=19.5m)9本 土留、仮締切工、除去式アンカー、仮橋・仮棧橋工1式 橋台工(上り線側道A2橋台)1基(縦壁・胸壁)コンクリート 約220m ³ 鉄筋 約12t ※監理技術者育成交代モデル工事(試行)

工事实績データ(工事データ)の「工事概要」欄に「※監理技術者育成交代モデル工事(試行)」と記載する。(「工事概要」欄は500文字以内の文字制限があることに注意)

監理技術者育成交代モデル工事

【目的】

豊富な工事経験のある技術者(以下、「主任(監理)技術者」という。)が、入札参加資格要件で求めた同種工事を施工中に、同種工事経験の無い技術者(以下、「育成技術者」という。)を指導・監督することで技術者の育成を図り、将来の担い手を確保するとともに、良好な品質の社会資本を持続的に社会に供給できる体制を確保する。

【概要】

主任(監理)技術者の専任期間において育成技術者を配置できるものとし、施工上一定の区切りとみなせる時期以降においては、育成技術者に交代することができる。

【対象工事】

「一般土木工事」「鋼橋上部工事」「プレストレスト・コンクリート工事」を対象

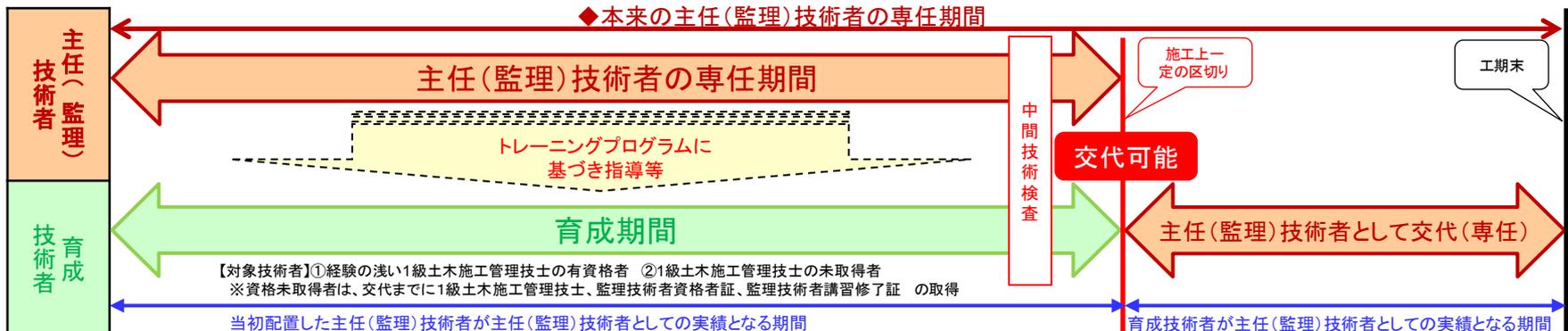
【対象技術者】

- ①経験の浅い1級土木施工管理技士の有資格者
- ②1級土木施工管理技士の未取得者

【技術者交代要件】(詳細時期は監督職員と協議して決定)

- ・主任(監理)技術者の専任期間において育成技術者として当該工事に従事(育成期間)。
- ・交代までに、1級土木施工管理技士及び監理技術者資格者証並びに監理技術者講習修了証の取得。
- ・技術力を習得するために育成期間におけるトレーニングプログラムを施工計画書に記載。
- ・交代する前に中間技術検査を実施。

※監督職員は育成期間中に、検査官は中間技術検査時にトレーニングプログラムの実施状況を確認。



※当初配置した主任(監理)技術者と育成技術者共に、主任(監理)技術者として従事した期間は、主任(監理)技術者としての実績となる。

○育成技術者の交代時期は「施工上の一定の区切りと見なせる時期」以降とする。

資格要件で求めた同種工事の実績を含む主たる工種の施工が確認され、かつ、育成技術者が主任（監理）技術者に交代して適切に施工実績として評価されるよう、施工上の一定の区切りが工期の前半や後半となり過ぎないように十分留意する。

(例)

①交代時期
:適切

②交代時期
:不適切



中間技術検査

中間技術検査

①: 資格要件で求めた同種工事の実績を含む主たる工種の施工が確認されたと判断

②: 交代技術者の従事期間が工期の終盤(橋脚が5基中4基施工済み)である